

令和 3 年 1 月
東京海上保安部

航路標識の設置及び管理に関するガイドラインの見直しについて

規制改革実施計画（令和 2 年 7 月 17 日閣議決定）に基づく省令（令和 2 年 12 月 23 日国土交通省令 98 号）により、押印等を求めている手続について、押印等を不要とするための見直しが行われました。

この見直しを踏まえて、航路標識法に基づく行政指導指針である「航路標識の設置及び管理に関するガイドライン」において、申請・届出方法が見直され、電子メールでの申請が可能となりました。本ガイドラインは令和 3 年 1 月 1 日から適用となりましたので、ご了知の上、適切な航路標識の設置及び管理をお願いいたします。

なお、電子メールによる申請・届出は当部交通課（03-3570-0641）までお問い合わせください。